

児童手当の支給対象が拡大

児童手当法が改正され、支給対象が小学校3学年修了前までに拡大されました。



改正後

<支給対象年齢>

小学校3学年修了
(9歳到達後最初の年度末まで)

<手当額>…変更なし

第1子・第2子 5,000円/月
第3子 10,000円/月



改正前

義務教育就学前
(6歳到達後最初の年度末まで)

第1子・第2子 5,000円/月
第3子 10,000円/月



小学校1年生の場合（平成9年4月2日生まれ～平成10年4月1日生まれ）

◎平成16年3月31日まで児童手当を受給していた方は**手続きの必要はありません**。

4月以降も引き続き支給されます。

ただし、**現況届の提出は必要です**。忘れずに提出してください！

◎上記に該当しない方で、受給資格がある場合は（児童手当には所得制限があります。詳しくはお問い合わせください）、新たに請求の**手続きが必要**です。



小学校2・3年生の場合（平成7年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ）

◎受給するには**手続きが必要**です。

1) 現在受給していない方

新たに「**認定請求**」をしてください

<添付書類>

- ・請求者名義の銀行口座通帳の写し
- ・年金加入証明（厚生年金加入者のみ）
- ・児童手当用所得証明（15年1月2日以降横芝町へ転入の方のみ）

2) 現在、就学前児童又は小学校1年生がいて受給している方

「**額改定請求**」をしてください<添付書類は不要です>

児童手当が増額となります。

※拡大分の申請については、9月30日までに請求すると特例として4月分まで遡って受給できます。

忘れないで！ 児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方は、年一回「現況届」を提出しなければなりません。この届け出を忘れると、手当が支給されなくなることもありますので、町保健福祉課で手続きをしてください。

- 児童扶養手当・・・8月2日から8月31日まで
- 特別児童扶養手当・・・8月11日から9月10日まで

問い合わせ先 保健福祉課社会係 ☎82-8816